

浜岡原子力発電所 3, 5 号機 中央制御室換気空調系ダクトの点検調査結果について

2017 年 10 月 4 日

当社は、浜岡原子力発電所 3～5 号機の中央制御室換気空調系ダクト(注 1)を保温材を剥がして目視により点検調査しています。(2017 年 2 月 15 日お知らせ済み)

4 号機については、点検調査をおこなった全ての範囲に機能に影響を及ぼす異常はないことを確認しました。(2017 年 6 月 7 日お知らせ済み)

3 号機については、外気と中央制御室からの還気の合流箇所で貫通孔を 8 個確認しました。確認した貫通孔については、中央制御室換気空調系の機能に影響を及ぼすものではないことを評価しております。また、全ての貫通孔について当て板による補修を実施しました。(2017 年 9 月 12 日お知らせ済み)

このたび、3, 5 号機の点検調査結果をとりまとめたため、お知らせします。

今回、点検調査をおこなった、3 号機の中央制御室換気空調系ダクトのうち外気と中央制御室からの還気の合流箇所を除いた範囲および 5 号機の中央制御室換気空調系ダクトの全ての範囲において、外面・内面の一部に表面的な腐食が認められたものの、機能に影響を及ぼす異常はありませんでした。

これをもって、中央制御室換気空調系ダクトの点検調査は全て終了しました。今後、3, 5 号機の中央制御室換気空調系ダクトのうち表面的な腐食が確認された箇所について手入れをおこなうとともに、3～5 号機の点検調査の結果を踏まえた適切な対応をおこなってまいります。

なお、原子力規制庁から口頭で点検調査するよう求められているため、本日、3, 5 号機の点検調査結果を原子力規制庁に報告しています。

添付資料 1 浜岡原子力発電所 3 号機 中央制御室換気空調系ダクトの点検調査結果(概要)

添付資料 2 浜岡原子力発電所 5 号機 中央制御室換気空調系ダクトの点検調査結果(概要)

注 1 中央制御室換気空調系とは、発電所の運転・監視をおこなう中央制御室の給排気を調整する系統のことです。通常時は外気を取り入れて中央制御室を換気しますが、事故時には運転員が中央制御室に留まる事ができるよう、外気を取り入れを遮断し、再循環フィルタユニットを介して内部循環させ運転員の被ばく量を低減させる機能が求められます。

以上

<2018 年 7 月 10 日追記>

続報はニューシアで公開しております。(ニューシアの当該ページは[こちら](#))

浜岡原子力発電所 3 号機 中央制御室換気空調系ダクトの点検調査結果(概要)

1 点検調査対象

中央制御室非常用循環系ダクトおよびこれらの系統に接続されている系統のダクト

2 点検調査方法

(1)外面点検

ダクト外面について、原則、すべての範囲を保温材のない状態で目視点検しました。ただし、ダクトと支障物との隙間が狭く、ダクト自体を取り外さないと目視ができない箇所については、点検調査対象から除外し、同じ環境下にある近傍のダクトの目視点検結果を用いて当該箇所を評価しました。

(2)内面点検

ダクトの内面について、塩分等の腐食成分の持ち込みが厳しい外気取入口近傍および温度差による結露が発生しやすい外気と中央制御室からの還気が合流する箇所を目視点検しました。

3 点検調査結果

(1)外面点検

保温材のない状態で外面の目視点検をした範囲について、外気取入口近傍(写真①)および中央制御室給気ファンの下流側ダクトの一部に表面的な腐食、ならびに外気と中央制御室からの還気の合流箇所(写真③)に 2 箇所の貫通孔を確認したものの、すべての範囲に機能に影響を及ぼす異常はありませんでした。また、ダクトと支障物との隙間が狭くダクト自体を取り外さないと目視ができない箇所については、同じ環境下にある近傍ダクトの目視点検結果を用いて評価し問題はありませんでした。

確認した貫通孔については、現場の状況から腐食によるものと推定しました。

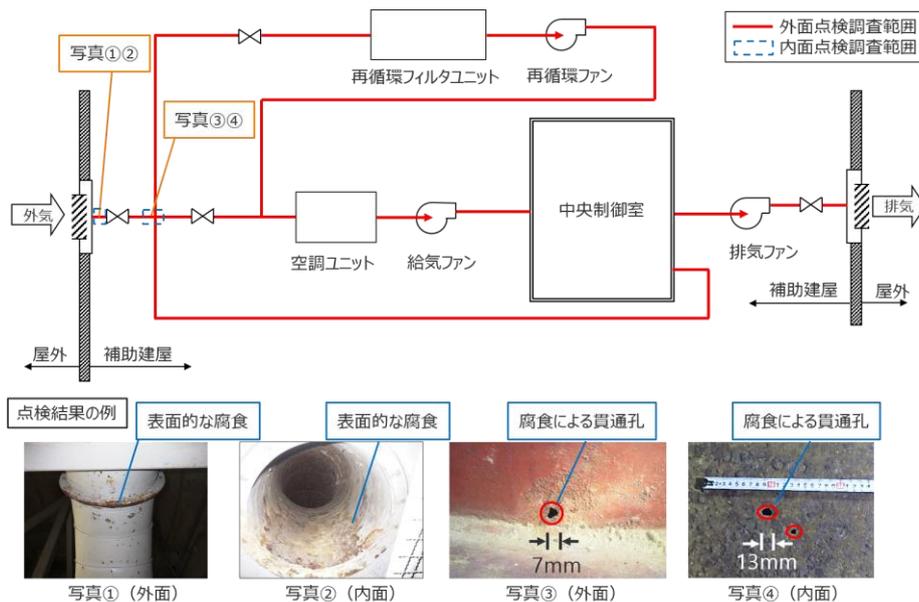
(2)内面点検

内面の目視点検をした外気取入口近傍(写真②)の一部に表面的な腐食および外気と中央制御室からの還気の合流箇所(写真④)に 4 箇所の貫通孔を確認したものの、すべての範囲に機能に影響を及ぼす異常はありませんでした。

確認した貫通孔については、現場の状況から腐食によるものと推定しました。

4 貫通孔に対する処置

確認した貫通孔 6 箇所に対して当て板による補修をおこなっていたところ、さらに 2 箇所の貫通孔を発生させました。その後、8 箇所全ての貫通孔について、当て板による補修をおこないました。



以上

浜岡原子力発電所 5 号機 中央制御室換気空調系ダクトの点検調査結果(概要)

1 点検調査対象

中央制御室非常用循環系ダクトおよびこれらの系統に接続されている系統のダクト

2 点検調査方法

(1)外面点検

ダクト外面について、原則、すべての範囲を保温材のない状態で目視点検しました。ただし、ダクトと支障物との隙間が狭く、ダクト自体を取り外さないと目視ができない箇所については、点検調査対象から除外し、同じ環境下にある近傍のダクトの目視点検結果を用いて当該箇所を評価しました。

(2)内面点検

ダクトの内面について、塩分等の腐食成分の持ち込みが厳しい外気取入口近傍および温度差による結露が発生しやすい外気と中央制御室からの還気が合流する箇所を目視点検しました。

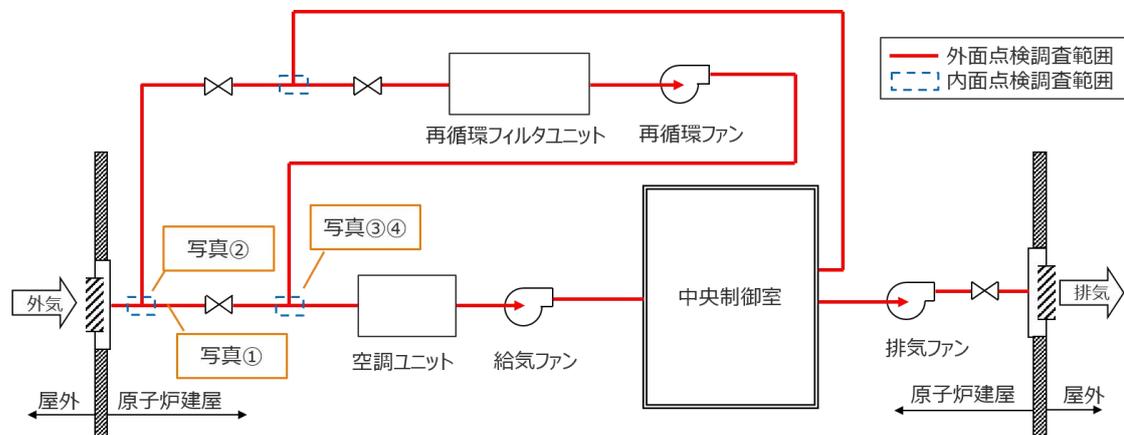
3 点検調査結果

(1)外面点検

保温材のない状態で外面の目視点検をした範囲について、外気取入ダクト(写真①)の一部に表面的な腐食が認められたものの、すべての範囲に機能に影響を及ぼす異常はありませんでした。また、ダクトと支障物との隙間が狭くダクト自体を取り外さないと目視ができない箇所については、同じ環境下にある近傍ダクトの目視点検結果を用いて評価し問題はありませんでした。

(2)内面点検

内面の目視点検をした外気取入口近傍(写真②)および外気と中央制御室からの還気の合流箇所(写真④)の一部に表面的な腐食が認められたものの、すべての範囲に機能に影響を及ぼす異常はありませんでした。



以上